

第 8 号様式（第 27 条関係）

大磯町監査公表第 13 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成 26 年 12 月 2 日

大磯町監査委員 高野澤 均
同 竹内 恵美子

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2. 監査の目的

財政援助団体等監査は、町が補助金・交付金を交付している団体等に対して、財政援助等に関わる事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、補助金の使途が適正であるかを主眼に実施した。

3. 監査年月日

- ・予備監査 平成 26 年 10 月 31 日（金）
- ・本監査 平成 26 年 11 月 14 日（金）

4. 監査の対象

（1）対象補助金

- ・大磯町観光協会事業補助金

（2）対象団体等

- ・公益社団法人大磯町観光協会
- ・産業環境部産業観光課（補助金所管課）

5. 監査の範囲、事務

- ・平成 25 年度の公益社団法人大磯町観光協会の上記補助金に係る出納、その他の事務執行及び産業環境部産業観光課の上記補助金に係る事務の執行について監査の範囲とした。
- ・監査重点事項は、平成 26 年度大磯町監査方針、監査等実施着眼点取扱基準による。

6. 監査の方法

予備監査では、監査説明書や資料を基に、事務局職員が大磯町観光協会及び産業観光課に対し、補助金に係る事業内容、財務に係る事務等について聴取、質疑を行った。

また、事前に保管している補助金に係る会計書類、その他関係資料の提出を求め、質疑等書類調査を行った。

本監査は、予備監査の結果を踏まえ、監査委員から質疑等をし、補助金が目的に沿って有効かつ適正に執行されているかを主眼に実施した。

7. 補助金交付団体について

昭和 26 年に設立された大磯町観光協会は、社団法人設立を経て、平成 25 年 8 月に公益社団法人大磯町観光協会となり現在に至っている。

同協会では、大磯町の観光宣伝、観光客誘致、その他観光に関する様々な事業を展開し、観光事業の健全な発展を通じて町の地域経済の振興や文化の発展に寄与している。

8. 補助金について

○大磯町観光協会補助金（14,694,000 円）

観光宣伝誘致事業、地域活性化事業、観光案内所運営事業など、観光協会を実施する多種多様な事業にかかる賃金、需用費等の経費に充てられている。

9. 監査結果等

大磯町観光協会の補助金に係る出納その他の事務及び産業観光課の補助金交付に係る事務は、適正に処理されているものと認められた。また、補助金の使途も適正であった。

今後も経理等の事務は適正かつ正確に行われたい。そして、町との連携を密にし、報告等適切に行われたい。また、事務の面において効率化等改善できる点があれば、改善を図られたい。

なお、補助金対象事業のうち、一部委託業務としてもよいと思われるものがあつた。観光協会であるべきことと町であるべきことを今一度整理し、補助金対象事業とするか委託業務とするか見直しをされたい。